

第 3 0 災害救助に関する資料

資料 3 0 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(秋田県災害救助法施行細則 昭和39年10月1日 秋田県規則第38号)

(附則 平成30年規則第77号)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	1. 基本額 1人1日当たり320円 2. 加算額 ①「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる	災害発生日から7日以内	1. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施して提供できる
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1. 規 模 1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じる 2. 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合であつても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。	災害発生日から20日以内着工	1. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 2. 供与期間最高2年以内 3. 賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受けて炊事の出来ない者 3. 災害により炊事ができない者	1. 1人1日当たり1,140円以内 2. 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする	災害発生日から7日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費（水の購入費ならびに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費ならびに資材費）	災害発生の日から7日以内																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季…4月から9月まで 冬季…10月から3月までの季別は、災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料を給与又は貸与																																						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼又は流失</td> <td>夏</td> <td>18,500</td> <td>23,800</td> <td>35,100</td> <td>42,000</td> <td>53,200</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,600</td> <td>39,700</td> <td>55,200</td> <td>64,500</td> <td>81,200</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼又は床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,200</td> <td>14,800</td> <td>18,700</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,800</td> <td>18,100</td> <td>21,500</td> <td>27,100</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額	全壊・全焼又は流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額																																			
全壊・全焼又は流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800																																			
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200																																			
半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600																																			
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500																																			
医療	災害のため医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費（舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費）	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上																																						

救 助 の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1世帯当たり584,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1. 生業費 1件当たり30,000円 2. 就職支度金 1件当たり15,000円 3. 貸与期間 2年以内 4. 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む)、高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 1人当たり4,400円 ・中学校生徒 1人当たり4,700円 ・高等学校生徒 1人当たり5,100円	災害発生の日から 1. 教科書 1ヵ月以内 2. 文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり ・大人(12歳以上) 213,000円以内 ・小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死 体 の 捜 索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費 (舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費)	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																								
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行う	1. 洗浄・消毒等 1体当たり3,400円以内 2. 一時保存 ・既存建物 借上費は通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,300円以内 3. 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常実費を加算できる																								
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては除去することができない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生日から10日以内																									
輸送費および賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内																									
実費弁償費	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額																								
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>医師、歯科医師</td> <td>19,700円以内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</td> <td>16,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>保健師、助産師、看護師、准看護師</td> <td>16,500円以内</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>救急救命士</td> <td>13,400円以内</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>土木技術者及び建築技術者</td> <td>16,300円以内</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大工</td> <td>26,800円以内</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>左官</td> <td>24,800円以内</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>とび職</td> <td>22,400円以内</td> </tr> </tbody> </table>	1	医師、歯科医師	19,700円以内	2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内	3	保健師、助産師、看護師、准看護師	16,500円以内	4	救急救命士	13,400円以内	5	土木技術者及び建築技術者	16,300円以内	6	大工	26,800円以内	7	左官	24,800円以内	8	とび職	22,400円以内
1	医師、歯科医師	19,700円以内																										
2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内																										
3	保健師、助産師、看護師、准看護師	16,500円以内																										
4	救急救命士	13,400円以内																										
5	土木技術者及び建築技術者	16,300円以内																										
6	大工	26,800円以内																										
7	左官	24,800円以内																										
8	とび職	22,400円以内																										